8　法第四十六条第一項の規定の適用を受けようとする法人が、同条第四項において準用する法第四十三条第二項に規定する償却限度額の計算に関する明細書に記載された金額を法第四十六条第一項に規定する減価償却資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分をし、当該区分ごとの合計額を記載した書類を確定申告書等に添付したときは、当該明細書を保存している場合に限り、当該明細書の添付があつたものとして同項の規定を適用する。

第二十九条の二を第二十九条とする。

第二十九条の二の二第一項中「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同項第一号中「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同項第二号中「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、同項第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改め、同条第二項中「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同条第三項、第四項、第六項、第八項及び第十項中「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第二十九条の三中「第四十六条の四第一項」を「第四十六条の三第一項」に改める。

第三十条第一項第二号中「附則第百七条第十項、第十一項又は第十三項」を「附則第百七条第十一項」に改め、「第四十六条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）」及び「又は第四十七条第一項」を削り、同項に次の一号を加える。

八　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項又は第二十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第一項又は第四十六条の規定

第三十条第三項中「第六号まで」を「第七号まで」に、「第七号から第十二号まで」を「第八号から第十四号まで」に改め、同項第二号中「第八号」を「第九号」に、「附則第百七条第十項、第十一項又は第十三項」を「附則第百七条第十一項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「第四十六条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）」及び「又は第四十七条第一項」を削り、同項第三号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第四号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第五号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第六号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「附則第百三十三条第十項、第十一項又は第十三項」を「附則第百三十三条第十一項」に改め、「第六十八条の三十二第一項（第二号に係る部分に限る。）」及び「又は第六十八条の三十四第一項」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第六十八条の三十から」を「第六十八条の三十一から」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この号及び第十四号において「平成二十四年改正法」という。）附則第二十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の規定

第三十条第三項に次の一号を加える。

十四　平成二十四年改正法附則第三十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十の規定

第三十条第四項中「第六号」を「第七号」に、「前項第七号から第十二号まで」を「前項第八号から第十四号まで」に改める。

第三十一条中「第六号」を「第七号」に、「前条第三項第七号から第十二号まで」を「前条第三項第八号から第十四号まで」に改める。

第三十二条第一項第二号中「附則第百七条第十項、第十一項又は第十三項」を「附則第百七条第十一項」に改め、「第四十六条の三（第一項第二号に係る部分に限る。）」及び「又は第四十七条（第一項に係る部分に限る。）」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項又は第二十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第一項又は第四十六条の規定

第三十二条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十三条の六の次に次の一条を加える。

（関西国際空港用地整備準備金）

第三十三条の六の二　法第五十七条の七第一項第一号イに規定する政令で定める金額は、同項に規定する指定会社（次項及び第六項において「指定会社」という。）の平成二十四年七月一日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）開始の時における同号イに規定する空港用地の帳簿価額とする。

2　法第五十七条の七第一項第一号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、指定会社の同条第二項に規定する適用事業年度の所得の金額（以下この項において「指定会社所得金額」という。）のうち、指定会社所得金額と新関西国際空港株式会社の当該適用事業年度終了の日を含む事業年度の所得の金額（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、新関西国際空港株式会社の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額。第六項において「新関空会社所得金額」という。）との合計額（新関西国際空港株式会社の当該事業年度に欠損金額（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には新関西国際空港株式会社の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額とし、当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には当該個別欠損金額に当該連結欠損金額のうち新関西国際空港株式会社に帰せられる金額を加算した金額とする。以下この項及び第六項において「新関空会社欠損金額」という。）が生じた場合には、指定会社所得金額から新関空会社欠損金額を控除した金額）に百分の二十を乗じて計算した金額に相当する金額を超える部分の金額とする。

3　前項の指定会社所得金額は、法第五十七条の七第一項の規定を適用しないで計算した場合における同条第二項に規定する適用事業年度の所得の金額とする。この場合において、法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「譲渡）の規定」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第五十七条の七第一項（関西国際空港用地整備準備金）の規定」と、同法第五十九条第二項中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第五十七条の七第一項（関西国際空港用地整備準備金）」と、「）の規定」とあるのは「並びに同法第五十七条の七第一項）の規定」とする。

4　法第五十七条の七第二項に規定する政令で定める日は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平成二十四年政令第五十四号）第五条第二号に規定する貸付期間の満了の日とする。

5　第三十二条の二第十二項から第十四項までの規定は、法第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における法第五十七条の七第六項に規定する関西国際空港用地整備準備金の益金算入について準用する。この場合において、第三十二条の二第十四項中「、適格分割、第一号に掲げる場合の適格現物出資以外の適格現物出資又は適格現物分配」とあるのは「又は適格分割型分割」と、「特定法人の株式等又は法第五十五条第四項第一号に規定する資源特定債権（第一号及び第二号において「資源特定債権」という。）」とあるのは「法第五十七条の七第一項第一号イに規定する空港用地（第一号及び第二号において「空港用地」という。）」と、同項第一号中「特定法人の株式等若しくは資源特定債権の全部を有しないこととなつた場合（次号に掲げる場合を除く。）、適格現物出資により外国法人である被現物出資法人（資源開発投資法人に該当するものを除く。）に特定法人の株式等若しくは資源特定債権の全部を移転した場合又は当該特定法人が解散し、若しくは特定法人でないこととなつた場合」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十六条の規定により同法第十二条第一項第一号の規定による指定が取り消された場合又は譲渡若しくは分割により空港用地を移転した場合」と、同項第二号中「特定法人の株式等又は資源特定債権の全部」とあるのは「空港用地」と読み替えるものとする。